

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、A所在のB会社に雇用され、軌道工として地下鉄保守工事に従事していたが、平成〇年〇月〇日に発生した業務災害（以下「本件災害」という。）により頸部や腰部を負傷し、外傷性頸部症候群・腰椎捻挫・左肩腱板損傷及び外傷性頸椎椎間板ヘルニア等（以下「旧傷病」という。）の傷病名にて療養を続け、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）した。

2 請求人は、旧傷病について障害補償給付を請求し、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級併合第10級に該当すると決定した。併せて、請求人は、外傷性頸椎椎間板ヘルニア、頸椎捻挫及び腰椎捻挫について、平成〇年〇月〇日付けで労働局長から健康管理手帳の交付を受けた。

治癒後、請求人は、C病院において、平成〇年〇月〇日に頸部椎弓形成術を、平成〇年〇月〇日に腰仙椎除圧固定術（以下、頸部椎弓形成術と併せて「頸椎腰椎手術」という。）をそれぞれ受けた。

請求人によれば、治癒後も引き続き、残存症状に対し継続して通院加療していたが、平成〇年〇月以降、疼痛等の症状が悪化したという。

3 本件は、請求人が外傷性頸部症候群、腰椎捻挫、左肩腱板損傷、外傷性頸椎椎間板ヘルニア、神経障害性疼痛、不眠症及び有痛性筋痙攣（以下「本件傷病」という。）に対して療養し、本件傷病は旧傷病の再発であるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以

下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人の本件傷病が、旧傷病の再発と認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は旧傷病の再発である旨主張していることから、再発の要件に基づき、以下検討する。

(2) 請求人の症状について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「以前存在しなかった右上肢の痺れが出現し、他の諸症状も増悪している。従来の治療内容では、症状を抑えきれない状態にある。」と述べている。また、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、病名を、「1. 術後末梢神経障害性痛、2. 外傷後末梢神経障害性痛」と記載している。

両医師の意見を総合すると、請求人が主張する現在の症状とは、末梢神経障害性疼痛の症状の増悪であると判断する。そこで、この症状の増悪が旧傷病の再発と認められるか、以下検討する。

(3) まず、治癒認定後の頸椎腰椎手術について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年の頸椎後方拡大形成術は、もともとの狭窄状態に関する治療であるため、外傷とは無関係と書面で説明済み。同様に腰

椎手術についても外傷による腰椎捻挫に対する治療とは無関係。」と述べている。

次に、症状の増悪について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「前回の症状固定後に頸椎、腰椎の手術を受けて、その後、最近になって、頸部痛、背部痛、右手の痺れなど自覚症状が増悪している。このような経過から、現在の症状増悪は、以前の労災傷病名と関連づけるのは難しい。」と述べている。

さらに、H医師は、両医師の意見を踏まえ、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「現在の症状増悪は、平成〇年〇月〇日の事故との関連性を認めるのは困難である。」と述べている。

- (4) 当審査会としても、治癒後に行われた請求人への頸椎及び腰椎の手術は、請求人が元々有していた頸部脊柱管狭窄症及び腰痛に対する治療であり、旧傷病に対する治療とは認められないと判断する。また、請求人への治療と症状の経過から、現在の症状増悪と旧傷病との間に、相当因果関係を認めることは困難であると判断する。そうすると、決定書理由に説示するとおり、本件傷病を旧傷病の再発と認めることはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。